

【資料-音1】質問 8.1 に関して

ゴシック体、太字で示した個所を変更しました。

282 ページ本文

(a) 調査結果

騒音の調査結果は、第 8.1.1.3-2 表のとおりである。

2 日間を平均した等価騒音レベル (L_{Aeq}) は、工業専用地域にある⑤新港南、⑥新港中央を除く 6 地点では、昼間 41～52 デシベル、夜間 39～46 デシベルであった。

工業専用地域内の⑤、⑥、⑦を除く調査地点は、環境基準の地域の類型が指定されていないため、参考として A 類型の環境基準（「専ら住居の用に供される地域」、昼間：55 デシベル、夜間：45 デシベル）と比較すると、③花畔の夜間で環境基準を超過していた。

③花畔については一般国道 337 号（オロロンライン）の自動車走行音の影響であった。

また、⑦石狩市役所は C 類型の環境基準（昼間：60 デシベル、夜間：50 デシベル）と比較すると、環境基準以下であった。

⑤新港南、⑥新港中央については、昼間 50～55 デシベル、夜間 42～44 デシベルであった。

第 8.1.1.3-2 表 騒音の調査結果 (L_{Aeq})

(単位：デシベル)

調査地点	時間の区分	1 日目	2 日目	平均値	環境基準値 (参考)
①新港東	昼間	45 (35) ○	46 (34) ○	46 (35) ○	55
	夜間	46 (33) ×	44 (31) ○	45 (37) ○	45
②生振	昼間	41 (37) ○	42 (37) ○	41 (37) ○	55
	夜間	40 (33) ○	38 (31) ○	39 (32) ○	45
③花畔	昼間	51 (44) ○	52 (44) ○	52 (44) ○	55
	夜間	46 (37) ×	47 (38) ×	46 (38) ×	45
④樽川三条	昼間	51 (43) ○	51 (44) ○	51 (44) ○	55
	夜間	43 (35) ○	44 (36) ○	43 (36) ○	45
⑤新港南	昼間	49 (42)	50 (43)	50 (43)	—
	夜間	43 (36)	41 (37)	42 (37)	—
⑥新港中央	昼間	53 (44)	56 (45)	55 (45)	—
	夜間	45 (38)	43 (36)	44 (37)	—
⑦石狩市役所	昼間	51 (44) ○	52 (45) ○	52 (45) ○	60
	夜間	44 (35) ○	43 (36) ○	44 (36) ○	50
⑧志美	昼間	41 (35) ○	42 (35) ○	41 (35) ○	55
	夜間	42 (34) ○	35 (30) ○	40 (32) ○	45

注：1. 調査地点の位置は、第 8.1.1.3-1 図に対応している。

2. 時間の区分については、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に準拠するものとし、昼間を 6 時から 22 時、夜間を 22 時から翌 6 時とした。

1 日目： [昼間]平成 26 年 6 月 18 日（水）14 時～22 時、19 日（木）6 時～14 時
[夜間]平成 26 年 6 月 18 日（水）22 時～19 日（木）6 時

2 日目： [昼間]平成 26 年 6 月 19 日（木）14 時～22 時、20 日（金）6 時～14 時
[夜間]平成 26 年 6 月 19 日（木）22 時～20 日（金）6 時

3. () は 90%レンジの下端値 (L_{A95}) である。

4. ○：環境基準を満足、×：環境基準を超過

5. 調査地点は地域の類型指定がされていないため、⑤、⑥、⑦を除く 5 地点の環境基準は A 地域の値とした。

6. 調査地点⑤、⑥は工業専用地域、調査地点⑦は商業地域。

第 8.1.1.3-9 表 建設機械の稼働による騒音の予測結果（住居地域： L_{Aeq} ）
（単位：デシベル）

予測地点	等価騒音レベル (L_{Aeq})				
	現況値 A	寄与値	予測値 (合成値 B)	増加分 B-A	環境基準 【参考値】
①新港東	46	45	49	3	55
②生振	41	39	43	2	
③花畔	52	43	53	1	
④樽川三条	51	35	51	0	
⑤新港南	50	47	52	2	—
⑥新港中央	55	52	57	2	
⑦石狩市役所	52	38	52	0	60
⑧志美	41	40	44	3	55

施設の稼働に伴う将来の騒音の予測結果は、空気吸収による減衰が平均的な時期で第 8.1.1.3-15 表(1)、最小時で第 8.1.1.3-16 表(1)のとおりである。

等価騒音レベル (L_{Aeq}) 現況値を暗騒音とみなした場合、将来の騒音レベルは、空気吸収による減衰が平均的な時期、最小な時期ともに、昼間で 42～57 デシベル、夜間で 40～53 で、施設の稼働による騒音レベルの増加量は 0～9 デシベルであるが、工業専用地域内の予測地点⑤、⑥を除く周辺の住宅地域 6 地点においては、騒音レベルの増加量は 0～1 デシベルである。

予測地点⑤、⑥、⑦を除く 5 地点については地域の類型指定がされておらず、参考として環境基準 (A 類型) と比較すると、すべての風力発電機が定格出力で稼働する条件においては、予測地点①及び③の夜間で環境基準を超過する一方、その他の予測地点及び時間帯では全地点で環境基準値を下回る。予測地点③については、現況値(夜間)が既に環境基準を超過しているが、風力発電機の稼働による騒音レベルの増加量は 1 デシベルにとどまる。また、予測地点①についても騒音レベルの増加量は 1 デシベルである。

予測地点⑦について環境基準 (C 類型) 比較すると、環境基準以下である。

なお、予測地点⑤、⑥は工業専用地域であり、環境基準は適用されない。

また、参考として、地域の残留騒音を示していると考えられる騒音レベルの 90% レンジ下端値 (L_{A95}) 現況値を暗騒音とみなした場合の予測結果を第 8.1.1.3-15 表(2)及び第 8.1.1.3-16 表 2)に示す。

第 8.1.1.3-15 表(1) 施設の稼働に伴う将来の騒音の予測結果

(空気吸収による減衰：平均時、現況値は等価騒音レベル L_{Aeq})

(単位：デシベル)

予測地点	時間の区分	騒音レベル				環境基準値 (参考)
		現況値 A	風力発電機 寄与値	予測値 (合成値 B)	増加分 B-A	
①新港東	昼間	46	41	47	1	55
	夜間	45		46	1	45
②生振	昼間	41	35	42	1	55
	夜間	39		40	1	45
③花畔	昼間	52	41	52	0	55
	夜間	46		47	1	45
④樽川三条	昼間	51	30	51	0	55
	夜間	43		43	0	45
⑤新港南	昼間	50	45	51	1	—
	夜間	42		47	5	—
⑥新港中央	昼間	55	52	57	2	—
	夜間	44		53	9	—
⑦石狩市役所	昼間	52	35	52	0	60
	夜間	44		45	1	50
⑧志美	昼間	41	35	42	1	55
	夜間	40		41	1	45

第 8.1.1.3-15 表(1) 施設の稼働に伴う将来の騒音の予測結果

(空気吸収による減衰：最小時、現況値は等価騒音レベル L_{Aeq})

(単位：デシベル)

予測地点	時間の区分	騒音レベル				環境基準値 (参考)
		現況値 A	風力発電機 寄与値	予測値 (合成値 B)	増加分 B-A	
①新港東	昼間	46	41	47	1	55
	夜間	45		46	1	45
②生振	昼間	41	35	42	1	55
	夜間	39		40	1	45
③花畔	昼間	52	42	52	0	55
	夜間	46		47	1	45
④樽川三条	昼間	51	31	51	0	55
	夜間	43		43	0	45
⑤新港南	昼間	50	45	51	1	—
	夜間	42		47	5	—
⑥新港中央	昼間	55	52	57	2	—
	夜間	44		53	9	—
⑦石狩市役所	昼間	52	35	52	0	60
	夜間	44		45	1	50
⑧志美	昼間	41	36	42	1	55
	夜間	40		41	1	45

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討

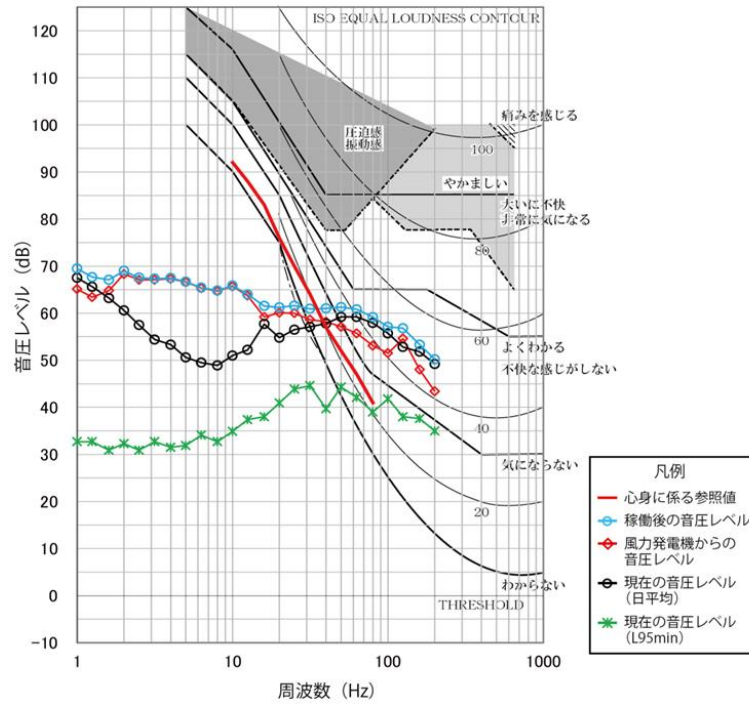
施設の稼働に伴う将来の騒音レベルの予測結果は、空気吸収による減衰量が平均的な時期及び最小な時期ともに、昼間で 42～57 デシベル、夜間で 40～53 デシベルと予測する。

工業専用地域内の予測地点⑤、⑥、⑦を除く 5 地点では地域の類型指定がされておらず、参考として環境基準（A 類型）との比較及び予測地点⑦については環境基準（C 類型）との比較をすると、すべての風力発電機が定格出力で稼働する条件においては、予測地点①、③の夜間に環境基準を超過する一方、昼間では全地点で環境基準値を下回ると予測する。なお、予測地点③については、現況値（夜間）が既に環境基準を超過しており、風力発電機の稼働による騒音レベルの増加量は 1 デシベルにとどまる。

以上のことから、概ね環境保全の基準等との整合が図られているものと評価する。

【資料-音8】質問 8.16 に関して

325 ページ



正

